

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十六年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年六月二十七日

鳥取県監査委員 松本利治
萩原治郎

同 堀江実藏
同 秋久勲

監査箇所 執行年月日

東部福祉事務所	昭和三十七年一月十日
中部 "	十八日
西部 "	二十四日
婦人相談所	三月二十三日
婦人相 寮	同
衛生研究所	同
福祉事務所	二十九日

今般昭和三十六年度にかかる各福祉事務所の定期監査を執行したが、各所とも所管業務の遂行に努力しているものと認めた。しかしながら後述するように職員の充実強化、活動経費の増額等運営上善処すべき問題があるの
で、関係当局はこれらについてさらに適切な措置を講じ、
第一線福祉行政の円滑かつ強力な推進を期するよう格段の配意を要望する。

なお各所共通の事項で主なものは次のとおりである。

一 職員組織について

各所別の職員配置並びに地区担当員のケース担当状況は次表のとおりで、概ね前年度程度の職員で業務の遂行に努力しているが、数次にわたる保護基準の改訂による保護ケースの増加、実施要領の改正等もあり、事務量は年々増大し、職員の不足がうかがわれる。地区担当員の担当ケース数から見ても東部、西部は生活保護関係のみでも全国平均を上廻り、これに身体障害者、措置児童等のケースを考慮するとぼう大となり、甚しく勤務過重となっている。また、東部及び中部では無

資格者のケース担当もあり、このことが特殊勤務手当の支給の面でも不合理を生じている。職員の充実、特に有資格者の確保について当局の配意を望む。

なお、本年度から査察指導員及び身体障害者福祉司の格付を見たが、現在査察指導員は各所に一名であり、身体障害者福祉司も東部、西部は精神薄弱者福祉業務も兼ねており、いずれも内務業務に追われて査察指導員、巡回相談に万全を期しがたい実情であつた。査察指導員、身体障害者福祉司補助職員の増配置についても考慮の要がある。

各所別職員配置状況

所別	区分	所長	係長	査察指導員			精神薄弱者福祉司			社会福祉主事			母子相談員			計
				身体障害者福祉司	精神薄弱者福祉司	主事	その他	相談員								
東部	部	一	三	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	三二	
中部	部	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六	
西部	部	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二七	

備考 1 ()書は要注意者の内書を示す

ケース担当状況表

所別	区分	担当員	生活保護			その他			合計			摘要
			ケース数	一人当り	ケース数	一人当り	ケース数	一人当り				
東部	部	一三	九六一	七三、九	一、八六八	一四三、七	二、八二九	二一七、六				
中部	部	九	五二六	五八、四	一、二四五	一三八、三	一、七七一	一九六、七				
西部	部	九	六四二	七一、三	一、五八四	一七六、〇	二、二二六	二四七、三				

備考 1 「ケース数」は三六年四月から三六年十二月まで九ヶ月間の平均である。

2 「その他」は身体障害者及び措置児童ケースである。

二 機動力(原動機付自転車)の増強について

本年度原動機は自転車四台を購入し、現在東部四台、中部、西部各三台配車されているが、訪問活動の強化と職員の不足を補うため、更に各所に一乃至二台程度増強の要がある。

三 生活保護の状況について

1 最近四箇年間にける生活保護の状況は次表のとおりで、被保護世帯、被保護人員については余り動

きは見られないが保護率は依然として東部が高く、中部、西部は多少上昇の傾向にある。保護費は本年度も第十七、次基準改訂があり、更に十月から基準補正が行はれ、他面結核予防法、精神衛生法の一部改正による措置替もあつたが、各所とも年々増加している。また、保護費を内容別に見ると、医療扶助が全体の六〇%程度を占め年々増このすう勢にある。

生活保護の状況調査

東部	所別	年度別	区分		西部	中部	東部	所別	年度別	区分	世帯数		被保護人員		保護率		金額		一人当金額		生活扶助	
			金額	%							金額	%										
三三三三三																						
六六六六六																						
五五五五五																						
四四四四四																						
三三三三三																						
二二二二二																						
一一一一一																						
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

西部	中部
三三三三三	三三三三三
六六六六六	六六六六六
五五五五五	五五五五五
四四四四四	四四四四四
三三三三三	三三三三三
二二二二二	二二二二二
一一一一一	一一一一一
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

2 四月から十二月までの新規申請の処理状況を見ると、町村が法定期限内(五日以内に保護の実施機関に送付)に処理したものは、東部二〇二件で、申請件数の五六・三%(前年五五・三%)、中部九八件で七〇・五%(前年六一・〇%)、西部一八九件で六七・〇%(前年五九・〇%)である。また、各所が法定期限内(三〇日以内)に処理したものは、東部一九三件で申請件数の四九・五%(前年三三・六%)、中部八九件で六四・〇%(前年五一・七%)、西部一五一件で五三・五%(前年五六・六%)であり、西部を除いて他はいずれもかなり上昇し、処理の迅速化につき努力のあとが見受けられた。さらに、

3 被保護世帯の自立厚生指導については、特に問題の多いケースのある町村を定めて毎年世帯厚生座談会を開催(西部)する等各所とも努力しているが、十二月末現在における被保護世帯のうち、十年以上被保護継続世帯が東部一五七世帯(一六・五%)、中部八九世帯(一六・九%)、西部五六世帯(八・七%)あり、長期にわたるものが見受けられる。他面、地区担当員の訪問実績を見ると、訪問日数に比較して訪問ケース数が多く、相当無理をしたあとがうかがわれる。訪問指導の在り方については、さらに、慎重検討を加え、形式的な訪問に終ること

なく、真に自立更生を主とした訪問指導につき一層の配意を望む。

4 現業職員を中心に毎月ケース研究会を開催するほか、新任職員を対象とした現任訓練、査察指導等により職員の資質の向上、個人差の是正等に努力しているが、各福祉事務所間の均衡と公平適正化に資するため、各所合同の研究会を持つことも適当と考えられるので、検討考慮を望む。

5 既支給の保護費のうち、後日訪問指導の際返還事由を発見し返納させているものがあるが、収納が遅れ勝ちである。町村の協力を要請し早期収納に努められたい。

四 身体障害者の措置について

最近四箇年間における身体障害者手帳の交付状況は次表のとおりで、各所とも年々増加し、特に西部の伸長度合は著しいものがある。しかしながら、厚生省の実態調査の結果(人口一、〇〇〇人に対し一〇、二人)からするとなお、相当数の対象者が推計されるので、

これが発見と援護措置についてさらに格別の配意を望む。

また、本年度十二月末現在の補装具の交付、修理の状況は、申請三六一件(東部一四一件、中部八七件、西部一三三件)に対し二六九件(東部九九件、中部八三件、西部八七件)、扶助費にして一、四二五、七四八円(東部四四六、二〇六円、中部四四二、四八六円、西部五三七、〇五六円)であつたが、依然として交付修理が遅れがちである。これが迅速化につき一層配意を望む。

身体障害者手帳交付状況

所定	三三年十二月末現在		三四年十二月末現在		三五年十二月末現在		三六年十二月末現在		摘要
	交付数	伸長率	交付数	伸長率	交付数	伸長率	交付数	伸長率	
東部	一、三七九	一〇〇	一、五三八	一一一・五三	一、六五六	一二〇・〇九	一、七九三	一三〇・〇二	
中部	八九三	一〇〇	一、〇五四	一一八・〇三	一、一四一	一二七・七七	一、二一三	一三五・八三	
西部	九九〇	一〇〇	一、三四〇	一三五・三五	一、四九七	一五一・二二	一、五五七	一五七・二七	
合計	三、二六二	一〇〇	三、九三二	一二〇・五四	四、二九四	一三一・六四	四、五六三	一三九・八八	

五 母子福祉資金について

1 母子福祉資金償還状況は次表のとおりで、前年同期に比し、やや下廻っている。前年度末における全国資金償還状況(平均五五・四%)と比較すると、本県は八九・九%の高率で、その順位は第二位を占

め、償還率は良好であるが、また、反面、将来の償還見透しに重点が置かれがちとなり、貸付金の事前調査指導が嚴重なるため、借入希望者が減少する傾向が看取される。母子家庭の自立更生援助という本資金貸付の目的に沿った運営を行われるよう望む。

母子福祉資金償還状況

(三六年十二月末現在)

事務所別	現年度分			過年度分			合計		
	年度別	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額	収入率	
東部	三、二六二	二、三六八	一、七九四	一、五三六	五四八	三、四四三	三、三九四	七六・二	
中部	二、五八八	一、八四九	一、七四三	一、五三六	三、〇八七	三、〇四三	二、一六九	七〇・三	
西部	二、二六二	一、八四九	一、七四三	一、五三六	三、〇八七	三、〇四三	二、一六九	七〇・三	
合計	八、一一二	六、〇六六	五、二八〇	四、六一九	一、一四七	一、一四七	一、一四七	七〇・三	

合 計	西 部	中 部	徴 収 確 定 分		差 引 未 徴 収 額		徴 収 率		
			金 額	件 数	金 額	件 数			
二、二六〇、五四二	二、〇〇八、八七三	一、一九六、八七五	一、二九六、八七五	一、〇〇〇、四三三	一、三、八五〇	一、六六六	二、二三三、八一	一、九〇〇、七九	八七・三
二、〇〇八、八七三	一、九六六、九七五	一、二四六、七六六	一、二四六、七六六	一、〇〇〇、四三三	一、三、八五〇	一、六六六	二、二三三、八一	一、九〇〇、七九	八七・三
二、〇〇八、八七三	一、九六六、九七五	一、二四六、七六六	一、二四六、七六六	一、〇〇〇、四三三	一、三、八五〇	一、六六六	二、二三三、八一	一、九〇〇、七九	八七・三
二、〇〇八、八七三	一、九六六、九七五	一、二四六、七六六	一、二四六、七六六	一、〇〇〇、四三三	一、三、八五〇	一、六六六	二、二三三、八一	一、九〇〇、七九	八七・三
二、〇〇八、八七三	一、九六六、九七五	一、二四六、七六六	一、二四六、七六六	一、〇〇〇、四三三	一、三、八五〇	一、六六六	二、二三三、八一	一、九〇〇、七九	八七・三

2 貸付資金の借用証の取りまとめ、及び支払事務に各所とも相当時日(西部の場合、貸付決定通知受付五月二四日貸付通知書、発送六月一日借用証取りまとめ六月二〇日貸付金支払七月五日)を費し、資金の適期を失するうれいもあるので、早期事務処理に留意し、資金の効率的運用に努力されたい。

母子福祉資金違約金徴収状況

3 母子福祉資金違約金の徴収状況は次表のとおりで、三十六年十二月末現在の徴収率は三六・八%の低率を示し、その未収金は六五、七三二円(一、〇四七件)で、前年同様の未納付額二七、三四二円(六二九件)に比し三八、三九一元(四一八件)の増加をきたしている。

(三十六年十二月末現在)

事務所別	徴 収 確 定 分		差 引 未 徴 収 額		徴 収 率
	金 額	件 数	金 額	件 数	
東 部	二四、八一六	四五六	三、九八七	二九	一六・一
中 部	一一、九七九	二〇五	一〇、四七〇	一六六	八〇・七
西 部	六六、二七四	一、〇九八	二三、八八〇	五一七	三六・〇

計	金 額	件 数	金 額	件 数	徴 収 率
	一〇四、〇六九	一、七五九	三八、三三七	七二二	三六・八
	(六五、七三二)	(一、〇四七)	(二七、三四二)	(六二九)	

注 () は前年同様の未収である。

4 資金の期限内償還の遅延するものが多い。これは償還督促に要する諸経費不足に起因している点多も多しと思われ、さらに予算措置を講じ、期限内に努力されたい。

六 母子相談員について

母子相談員の東部、西部事務所における勤務の実態を検討すると、母子福祉資金の貸付、償還等内務事務に忙殺され、相談員本来の業務遂行が困難の実状が見受けられる。母子家庭の自立更生指導及び身上相談に専念できるよう検討考慮の要がある。

七 福祉生奨学資金について

福祉生奨学資金貸付業務は、本年度から県社会福祉協議会に移管され、前年度までに、貸付された償還事務がなされ、その状況は次表のとおりで、前年同期に比

較すると償還率は二五・五%上昇し、努力がうかがわれるが、なお四九・七%の低率である。奨学金を貸付した福祉生の掌握を図り、未収金の早期整理に努力されたい。

福祉生奨学金償還状況

(三六年一二月末現在)

事務所別	年度別	前年度			本年度			合計		
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
東部	〃	一六、七六〇	七、〇六〇	四一・七%	一六、七六〇	七、〇六〇	四一・七%	三三、五二〇	一四、一二〇	四二・一%
中部	〃	一六、九三三	七、五八九	四四・八%	一六、九三三	七、五八九	四四・八%	三三、八六六	一五、一七八	四四・八%
西部	〃	二六、三〇〇	一五、三三三	五八・三%	二六、三〇〇	一五、三三三	五八・三%	五二、六〇〇	三〇、六六六	五八・三%
合計	〃	五九、九九三	三九、九八二	六六・七%	五九、九九三	三九、九八二	六六・七%	一一九、九八六	七四、七九六	六二・三%

八 社会福祉団体の育成について

1 町村社会福祉協議会の育成指導については努力されているが、なお、活動の促進を図るため、町村補助金等財源の確保組織機構の強化等を指導推進し、民生(児童)委員等地域社会関係者に対する研究会、講習会を計画的に実施し、専門的知識の養成と資質の向上に一層努力されたい。

2 町村民生(児童)委員の年令構成比は、四〇才未満一〇%、四〇才一五〇才未満三二%、五〇才一六

〇才未満三六%、六〇才一七〇才未満二〇%、七〇才以上二%で四〇才一五〇才代の中堅層に変わらうしつつある現状である。委員の委嘱については、従来のいささつ等にこう泥することなく、委員として最適任者をすいせんし、必要に応じて更新を図るよう民生委員推薦会を指導されたい。

九 児童福祉施設について

1 児童福祉施設のうち、保育所の最低基準に対する合格率は次表のとおり、七五・三%で、前年同期に

比較すると一四・五%上昇したが中部、西部地区は低率である。
不合格の主なもの、施設、設備の老朽化が主因となつている。これが財源の獲得並びに増改築等につ

いて一層指導督励をされたい。
なお、施設改築に対する国庫補助対象基本額(一四〇万円)が低額であるので、基礎枠の拡大について国に要請の要がある。

児童福祉施設(町村保育所)最低基準検査合格状況

所別	区分	昭和三五年度			昭和三六年度		
		施設数	同上のうち合格数	合格率	施設数	同上のうち合格数	合格率
東部	部	三八	二九	七六・三%	四〇	三四	八五・〇%
中部	部	三四	一七	五〇・〇%	三四	二二	六四・七%
西部	部	二五	一三	五二・〇%	二二	一七	七三・九%
合計	部	九七	五九	六〇・八%	九七	七三	七五・三%

2 保育所の乳幼児保健衛生については、留意されているが、本年度、東部、中部地区管内保育所において伝染病が発生した事例にも鑑み、乳幼児の保健衛生には更に留意し、給食施設、設備器具類等管理について関係衛生機関と特に緊密なる連携を図るよう指導に万全を期されたい。

3 保育所の指導監査並びに最低基準検査等に要する経費が不足のため、業務遂行に支障をきたしていると認められるので、さらに予算措置を講ずる要がある。

4 措置費負担金徴収について
措置児童及び負担金徴収状況は次表のとおりで、措

一 措置児童状況 (三六、一二月分)

所別	措置児童数	負担金徴収児童数	負担児童の占める率
東部	二四一人	四四人	一八・三%
中部	一四九	四一人	二七・五%
西部	二〇六	五七	二七・七%
計	五九六	一四二	二三・八%

措置児童に対する負担金徴収児(十二月該当)の占める割合は二三・八%である。
 本年度負担金(三六年一二月末、過年度分含む。)一、九〇九、六七五円の調定に比し徴収率五七・八%(前年同期五七・六%)で、依然として前年度同様低く、特に東部、西部が低率である。未收整理に一層努力されたい。

二 措置費負担金収納状況

(十二月末現在)

現過年度別	所別	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
現年度	計西中東	計西中東	計西中東	計西中東	計西中東
部部部	部部部	部部部	部部部	部部部	部部部
一、五七四、三三三	一、〇三三、二九九	一、〇三三、二九九	五三三、七八八	六五八、七三三	六三・三%
二、五七四、三三三	二、五七四、三三三	二、五七四、三三三	〇九七、三九九	一、五七七、三三三	三・七%
三、五七四、三三三	三、五七四、三三三	三、五七四、三三三	〇九七、三九九	二、五七七、三三三	二・七%
計	計	計	計	計	計
一、一、一、一、一	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一

十 旅費需要費等各所別の活動経費の状況は次表のとおりで、特に、婦人児童課関係の経費が少く、積極的な業務遂行を期し難い面が見受けられた。また、需要費のうちには国に対する精算の関係で、折角の令達予算が使途制限を受け、実態にそぐわない点もあつたので、

旅費需要費予算執行状況

(単位千円)

活動経費の増額と実情に即した予算令達につき当局の考慮を望む。
 なお、旅行命令及び特殊勤務命令と訪問実績に不合理の面が見受けられた。さらに、適正処理に努められたい。

科目	区分	年度	厚生 援護 課 関係				婦人児童課 関係				会			
			東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計
旅費	旅費	旅費	六、七〇	五、三三	六、八三	一、七五	一、五八	一、九一	一、二二	八、九二	七、九三	一、〇八	二、七九	
燃料費	燃料費	燃料費	五、七〇	四、七〇	五、三三	一、五八	一、五八	一、九一	一、二二	八、九二	七、九三	一、〇八	二、七九	
食糧費	食糧費	食糧費	六、〇四	五、〇二	六、八三	一、五八	一、五八	一、九一	一、二二	八、九二	七、九三	一、〇八	二、七九	
印刷製本費	印刷製本費	印刷製本費	二、一五	一、〇〇	二、一五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五	
光熱水費	光熱水費	光熱水費	二、一五	一、〇〇	二、一五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五	
通信運搬費	通信運搬費	通信運搬費	二、一五	一、〇〇	二、一五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五	
借料及損料	借料及損料	借料及損料	二、一五	一、〇〇	二、一五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五	
計	計	計	二、一五	一、〇〇	二、一五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五	

しながら、本年度実績につき取扱機関別に見ると、東伯郡以東を担当している当所の実績は、婦人相談員の実績に比較して低調のように見受けられる。所業務の性格上やむを得ない点もなづかれるが、業務のPR、

関係機関との緊密な連けいは勿論、所活動の在り方についても検討工夫し、さらに、積極的な業務の遂行に格別の配意を望む。

相談内容別件数調

(昭和三十七年一月末現在)

取扱機関別	県					計	前年度同期
	婦人相談所	西部駐在相談員	倉吉市	米子市	境港市		
児童措置	一					一	七〇
生活保護	四					四	一〇〇
前借荷物問題							一〇〇
住宅問題							一〇〇
医療保護							一〇〇
助産保護							一〇〇
就職斡旋							一〇〇
更正資金							一〇〇
結婚及離婚							一〇〇
保護及指導							一〇〇
生活相談							一〇〇
その他							一〇〇
計	七二	五二	四二	二六	一七	二〇八	二〇〇

備考 (1) 前年度同期欄の() 書は三五年度の実績である。
 (2) 市分については各市の婦人相談員が取り扱った件数である。

三 婦人更生資金について

三十六年度末までの資金貸付及び償還額は、貸付一、四二三、二〇〇円、償還(三十七年三月末)三八一、二七七円で、本年度のみの貸付額は三〇〇、〇〇〇円(七件)、償還額は調定額二六九、五三一円に対し、二二一、八七七円で未収額四七、六五四円となつている。資金の貸付を受けた者の中には住所不明者三名及び事業不振による者一名が含まれており、今後の償還に相当困難が予想される。債務者に対する貸付後の指導並びに掌握に、特に留意すると共に早期収納に努力の要がある。

なお前回の監査でも指摘したとおり、償還事務費の予算措置について、当局は考慮されたい。
 四 機動力について

所業務活動の強化に資するため、機動力(オートバイ)の配車につき当局の考慮を望む。

- 五 事務処理について、次の点留意されたい。
- 物品購入において、見積書のないものがあつた。
 - 前回の監査で指摘した収入金の収納科目(婦人更生資金の元利償還金を元金と利子に分けること及び職員の仕事料を弁償金とすること)については未履行であるので、実行されたい。

婦人寮 昭和三十七年三月二十三日監査

監査委員 松本利治
 同 荻原治郎
 同 堀江実蔵

一 收容保護の状況について
 本年度(昭和三十七年一月三十一日まで)入寮者の措置状況は、帰郷三名、就職九名、無断退寮二名計一四名であつた。
 なお、昭和三十七年一月末現在、定員一五名に対し一名を收容保護中であつた。

最近、要保護女子の子供連れが増加の実情にあるが、現在児童の措置については一名しか認められず、収容保護上のあい、路となつてゐる。児童措置の枠の拡大について国に要請の要がある。

二 入寮者の職業訓練のため、編物機、ミシン、洋裁道具等が備え付けられているが、現在収容保護中の者は、殆んど鳥取市内に就職(監査当時一〇名のうち七名)している関係もあつてか、殆んど利用されていない。(特に編物機)努めて活用をはかられたい。

衛生研究所 昭和三十七年三月二十九日監査
監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 組織機構の充実に ついて

当所は庶務係、細菌検査部、理化学試験部の一係二部制により構成(所長ほか事務職員四、技術職員八、準職員四、うち一欠)され、衛生関係の調査研究、試験検査等に努力していたが、逐年業務内容及び分野の拡大に伴つて業務体制の強化、特に、薬剤、ポリオ部門

の陣容強化の必要性が認められる。県は本機関の職制及び組織の現状を検討し研究員の充実に職制の改善に適切なる措置を講ずる必要がある。

二 施設、設備の充実に ついて
本年度ポリオウイルス検査室改造五万円、放射線エネルギー分布直記装置一五五万円で施設の整備を、また一〇〇〇進法計数装置二八九千円、AY式ローリンチェン検電器八万円等一二品目四五一、五五〇円で設備の充実がなされていたが、業務の増大により、なお、関係機器の整備が急がれ、これが整備年次計画が立てられていた。これらの早期整備充実に ついて、努力されたい。

三 試験検査並びに調査研究等について

当所の主要業務である基礎的な衛生調査研究事項は、簡易水道実態調査、インスタント食品衛生学的調査、放射能測定調査、急性灰白髄炎に関する調査、日本脳炎、インフルエンザの血清学的検査、大腸菌群の細菌学的検査法改善に関する研究等、数項目のテーマをは

じめ、試験検査事項一二項目等について実施されていた。また、その成果を関係学会に発表するとともに、従来の調査研究業績を集録して衛生研究所報第一号を発行すべく、監査日現在原稿を完了していた。公衆保健衛生行政との有機的連繫については、前年の監査でも述べたとおりであり、本年度はその努力の跡も見られるが、さらに連繫を密にされたい。

四 業務運営と予算措置上の配慮について
衛生研究所費の本年度予算又は予算令達額は、県庁費五、〇六七千円のほか左のとおりで、

科 目	財 源 内 訳	
	予 算 令 達 額 (千円)	手 数 料 (千円)
衛生研究所費	二、七六二	一、五八二
放射能調査費	二、二八八	一、一八〇
伝染病予防費	四、五五九	二、二八八
食品衛生指導費	一、一五五	四、五五九
薬 務 費	四、五	一、一五五
計	五、六六九	一、五八二
右のうち放射線装置施設費を除いたもの	四、一一九	一、五八二
		二、五三七

放射能調査費二、二八八千円の内訳は、科学技術庁及び原燃公社の調査委託費五四七千円と、所の調査費一、七四一十千円で、所の調査費中には放射線装置施設費一、五五〇千円が含まれている。この施設費を控除すれば、所の運営費、試験検査費等所要経費四、一一九千円中財源として手数料収入が三八・四%、一、五八二千円見込まれている。次に、本年度検体処理状況(三十七年二月末)は次表のとおりで、試験検査されたものうち、他から委託された検体件数は五八・二%、検査件数六九・四%を占め、その比重は大きく、さらに、手数料の有料、無料を比較すると無料が五六・〇%となつて

いる。
手数料は二月末日現在で調定額一、〇一五千円であり、収入予算額に比し、年度末で約五〇〇千円の減収が見込まれている。所独自の調査研究を伸ばすためにも、また歳入欠かんを防ぐためにも予算並びに財源措置等に検討善処の要がある。

